

◆ 来年4月からの利用を希望する人は申し込んでください

放課後児童クラブ利用希望者募集

【問い合わせ】 こども未来課 ☎ 22-9677 FAX 22-9646 ✉ kodomo@city.iga.lg.jp

放課後児童クラブ

共働きなどで、学校終了後などに保護者が家庭にいない小学生を対象に、専任の指導員が家族に代わって遊びや生活の場を提供します。

【受付期間】

11月11日(月)～29日(金) 午後3時～6時

※土・日曜日、祝日を除く。

【対象者】 小学生

※申込者多数の場合は利用できないことがあります。

また決定は抽選となる場合があります。

【利用料】

通常利用（平日の放課後など）の場合

月額8,000円/人

※長期休業時（春・夏・冬休み）などは、別途料金が
必要です。

【申込書配布場所】

○各放課後児童クラブ ○こども未来課

○各支所住民福祉課

【申込先】 希望する放課後児童クラブ

【問い合わせ】

○こども未来課 ○各支所住民福祉課

放課後児童クラブ名	所在地	定員
放課後児童クラブフレンズうえの	緑ヶ丘中町 4354 番地	40 人
放課後児童クラブ第2フレンズうえの	緑ヶ丘本町 4153 番地	60 人
放課後児童クラブキッズうえの	上野徳居町 3276 番地	40 人
放課後児童クラブふたば	上野紺屋町 3181 番地	70 人
新居放課後児童クラブ*	東高倉 2055 番地	45 人
三訪放課後児童クラブ	三田 986 番地の1	25 人
放課後児童クラブウイングうえの	西条 114 番地	40 人
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	西明寺 105 番地	30 人
放課後児童クラブ風の丘	ゆめが丘二丁目 11 番地	60 人
放課後児童クラブ第2風の丘	ゆめが丘六丁目 6 番地	60 人
成和西放課後児童クラブ	大内 748 番地	20 人
成和東放課後児童クラブ	猪田 1350 番地	30 人
柘植放課後児童クラブ	柘植町 2343 番地	30 人
西柘植放課後児童クラブ	新堂 160 番地	20 人
壬生野放課後児童クラブ	川東 1659 番地の5	40 人
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原 4696 番地の9	20 人
阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	馬場 1045 番地	50 人
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	平田 25 番地	30 人
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	桐ヶ丘二丁目 266 番地	55 人
いが放課後児童クラブ	久米町 872 番地の1	20 人

(令和元年11月1日現在)

* 令和2年4月から上野北小学校に通学する児童が対象です。また、放課後児童クラブ名を「上野北放課後児童クラブ」に変更する予定です。

※ いが放課後児童クラブは、民間の放課後児童クラブです。利用料金や申込方法などが異なりますので、詳しくは直接クラブ（☎ 23-6587）までお問合せください。



お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

お知らせ ガソリンスタンドでの ガソリンの詰め替え購入

7月18日に京都市伏見区で発生した放火事件に伴い、ガソリンの詰め替え販売についてガソリンスタンドへ次の3点を依頼しています。

- 身分証の確認
- 使用目的の問いかけ
- 販売記録の作成

※ガソリンの詰め替え購入の際には、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】 消防本部予防課
☎ 24-9103 FAX 24-9111

お知らせ 11月は「子ども・ 若者育成支援強調月間」

子ども・若者は、家族や社会にとつて、将来を担う大きな可能性を秘めたかけがえのない存在です。

子どもたちを取り巻く問題を解決するためには、家庭や学校、地域、企業などがつながり、青少年の健全な育成に取り組んでいくことが重要ですので、ご理解とご協力をお願いします。

教育委員会と伊賀市青少年育成市民連絡会議では、次のことを重点的に取り組んでいきます。

- 子ども・若者育成支援広報啓発活動の実施
- 青少年に有害な環境をなくす活動などの推進
- 研修会などの開催・青少年相談業務の推進

【相談場所】

伊賀市青少年センター
(伊賀市教育研究センター内)
(上友生785番地)

【相談電話番号】 ☎ 24-3251

【相談日・時間】

月～金曜日(祝日を除く)。
午前9時～午後4時

【問い合わせ】 生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

✉ shougai@city.iga.lg.jp

お知らせ 枯れ草火災に注意しましょう

市内で野焼きなどが原因の枯れ草火災が平成30年で42件発生しています。

野外での焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、原則禁止されています。例外的に農業上必要なもの、風俗習慣上または宗教行事に関わるものなど一部の焼却が認められていますが、火災とまぎらわしい煙などを発する恐れのある行為をするときは、あらかじめ、消防署に届出が必要です。

また、焼却行為には、火災の危険が伴いますので次の事項に十分注意して行ってください。

- 監視人を必ず置きましょう。
- 火から離れるときは、完全に消火しましょう。
- 消火に必要な器具などを必ず準備しましょう。
- 風の強い日や空気の乾燥している時の火入れはやめましょう。
- 強風注意報や火災警報が発せられた場合は、火入れを中止しましょう。
- 火入れをするときは、延焼しないよう周囲の可燃物を除去しましょう。
- 日の出から日没までに行いましょう。
- 火災に備えて消防へ連絡できるようにしておきましょう。

【問い合わせ】

消防本部予防課
☎ 24-9105 FAX 24-9111

お知らせ 秋季全国火災予防運動

【実施期間】

11月9日(出)～15日(金)

【防火標語】

「ひとつずつ いいね! で確認
火の用心」

(2019年度全国統一防火標語)

全国的に建物火災の大半を住宅火災が占めています。そのほとんどがちょっとした気のゆるみや不注意によって起きています。

特に市内では、この時期から冬場にかけて、コンロやストーブが原因の火災が多発します。

コンロの周囲やストーブの近くに燃えやすいものを置かない、離れるときは火を消す、火をつけたまま給油しないなどに注意しましょう。

【問い合わせ】

消防本部予防課
☎ 24-9105 FAX 24-9111

伊賀市の人口・世帯数
(令和元年9月30日現在)
人口 91,349人
(男) 44,884人
(女) 46,465人
世帯数 40,586世帯

三重とこわか国体

開催まであと **694**日

昭和50年三重国体

思い出の品展示中

(阿山保健福祉センター内)

【問い合わせ】

国体推進課

☎ 43-9100 FAX 43-9102



お知らせ 全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用の電話相談窓口です。

相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

【とき】

11月18日(月)～24日(日)

午前8時30分～午後7時

※土・日曜日は午前10時～午後7時
(土・日曜日の電話相談は、名古屋法務局の担当者が対応します。)

【相談番号】

☎ 0570-070-810 (全国共通)

【問い合わせ】

津地方法務局人権擁護課

☎ 059-228-4193

FAX 059-213-3319

【担当課】 人権政策課

今月の納税

●納期限 12月2日(月)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税(5期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612